別記様式１

年 月 日

日本下水道事業団理事長 殿

申請者名

住所

（複数者で申請する場合、すべての者を記入）

技術選定（変更）申請書

日本下水道事業団の技術選定（変更）を受けたいので、「日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領」に記載の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

１．申請する技術の名称 ２．技術概要書 （別添） ３．技術資料 （別添） ４．担当者連絡先

別記様式２

技術概要書

１． 一般的事項

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 技術の名称・範囲 | 1. 名称
2. 範囲
 |
| (2) 開発者 | （複数者の場合はすべて記入） |
| (3) 技術概要※ |  |
| (4) 適用範囲 |  |

※ 図面があれば添付すること ２. 性能等

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 原理 |  |
| (2) 性能 |  |
| (3) データ（ 水質等）※ |  |
| (4) 比較対象従来技術 | 1） 名称2) 選定理由 |

※ 新技術と比較対象従来技術との比較データを示すこと。 ３. 維持管理性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新技術 | 比較対象従来技術 |
| (1) 運転操作 |  |  |
| (2) 保守点検 |  |  |
| (3) 環境影響 |  |  |
| (4) 耐久性・安全性 |  |  |

４. 経済性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新技術 | 比較対象従来技術 |
| (1) イニシャルコスト |  |  |
| (2) ランニングコスト |  |  |

５. 実績等

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 導入実績又は実証試験の実績 | 1. 実施設（ 箇所名、概要、導入先の担当者連絡先）
2. 実証試験（箇所名、共同実施者）
 |
| (2) 特許等の取得状況 |  |
| (3) 受賞履歴 |  |
| (4) その他特記事項 |  |

別記様式３（申請者が１者の場合）

「（技術名）」に係る技術選定の実施に関する協定書

日本下水道事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、実施設への適用性を有する新技術の選定に係る技術選定の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条 この協定は、甲の受託事業における新技術の導入を促進するため、「（技術名）」について、乙の申請に基づき甲が実施設への適用性を確認し、新技術の選定を行うことを目的とする。

（技術選定の実施）

第２条 甲は、乙の申請に基づき、実施設への適用性を有する新技術の選定を実施する。 ２ 甲は、技術選定に関し必要が認められるときは、乙に追加資料の提出又は報告を求め

ることができるものとする。

３ 乙が、技術選定の完了前に、技術選定の申請の取下げを申し出た場合、甲は、技術選定を中止するものとする。

（技術選定を実施する技術の内容）

第３条 技術選定を実施する技術の内容については、別記のとおりとする。

（技術選定に要する期間等）

第４条 技術選定に要する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

２ 前項の期間内に技術情報の不備等により技術選定が完了しなかった場合は、当該技術選定申請は無効とする。

３ 甲と乙は、第１項の期間について、天災地変その他乙の責に帰さないやむを得ない事由が生じた場合、協議のうえ変更することができる。

（技術選定結果の通知）

第５条 甲は、技術選定の結果を文書により乙に通知する。

（技術選定料）

第６条 技術選定料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

２ 乙は、甲の請求により、前項の技術選定料を支払うものとする。

３ 第１項の技術選定料を変更する必要が生じた場合には、甲と乙とは協議のうえ、技術

選定料を変更できるものとする。

４ 甲が第 2 条第 3 項の規定により技術選定を中止した場合、技術選定の実施に要した費用の精算を行うものとする。

５ 第 4 条第 2 項の規定により技術選定申請が無効となった場合は、技術選定料は返還しないものとする。

（秘密の保持）

第７条 甲及び乙は、相手方の書面による同意がなければ、技術選定の実施に際し知り得た情報（この条において「情報」という。）を、甲及び乙以外の者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

一 相手方から開示を受けた際、自己が知っていた情報二 相手方から開示を受けた以前に、公知であった情報

三 相手方から開示を受けた以後に、甲及び乙の責に帰さない事由で公知となった情報四 自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに得た情報

（その他）

第８条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定める事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。年 月 日

甲 （住所）

日本下水道事業団

代表者 理事長 印乙 県 市 町 番地

代表者 印

（別記）

技術の内容

１．技術の名称 ２．技術の範囲 ３．技術概要 ４．適用条件

別記様式４（申請者が複数の場合）

「（技術名）」に係る技術選定の実施に関する協定書

日本下水道事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。） と〇〇〇（以下「丙」という。）は、実施設への適用性を有する新技術の選定に係る技術選定の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条 この協定は、甲の受託事業における新技術の導入を促進するため、「（技術名）」について、乙と丙の申請に基づき甲が実施設への適用性を確認し、新技術の選定を行うことを目的とする。

（技術選定の実施）

第２条 甲は、乙と丙の申請に基づき、実施設への適用性を有する新技術の選定を実施する。

２ 甲は、技術選定に関し必要が認められるときは、乙と丙に追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

３ 乙と丙が、技術選定の完了前に、技術選定の申請の取下げを申し出た場合、甲は、技術選定を中止するものとする。

（技術選定を実施する技術の内容）

第３条 技術選定を実施する技術の内容については、別記のとおりとする。

（技術選定に要する期間等）

第４条 技術選定に要する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

２ 前項の期間内に技術情報の不備等により技術選定が完了しなかった場合は、当該技術選定申請は無効とする。

３ 甲と乙と丙（以下、「当事者」という。）は、第１項の期間について、天災地変その他乙の責に帰さないやむを得ない事由が生じた場合、協議のうえ変更することができる。

（技術選定結果の通知）

第５条 甲は、技術選定の結果を文書により乙と丙に通知する。

（技術選定料）

第６条 技術選定料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

２ 乙と丙は、甲の請求により、前項の技術選定料を支払うものとする。

３ 第１項の技術選定料を変更する必要が生じた場合には、当事者は協議のうえ、技術選定料を変更できるものとする。

４ 甲が第 2 条第 3 項の規定により技術選定を中止した場合、技術選定の実施に要した費用の精算を行うものとする。

５ 第 4 条第 2 項の規定により技術選定申請が無効となった場合は、技術選定料は返還しないものとする。

（秘密の保持）

第７条 当事者は、他の全ての当事者の書面による同意がなければ、技術選定の実施に際し知り得た情報（この条において「情報」という。）を、当事者以外の者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

一 他の当事者から開示を受けた際、自己が知っていた情報

二 他の当事者から開示を受けた以前に、公知であった情報

三 他の当事者から開示を受けた以後に、当事者の責に帰さない事由で公知となった情報

四 自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに得た情報

（その他）

第８条 この協定に定めのない事項については、全ての当事者が協議して定める。この協定に定める事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。年 月 日

甲 （住所）

日本下水道事業団

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 代表者 |  | 理事長 |  | 印 |
| 乙 | 県代表者 | 市 | 町 | 番地 | 印 |
| 丙 | 県 | 市 | 町 | 番地 |  |
|  | 代表者 |  |  |  | 印 |

（別記）

技術の内容

１．技術の名称 ２．技術の範囲 ３．技術概要 ４．適用条件

注）申請者が 3 者以上の場合、当該箇所に丁以降を追加する。

別記様式５

年 月 日

（申請者） 殿

日本下水道事業団

理事長

技術選定（変更）結果通知書

年 月 日付けで申請のあった技術選定（変更）について、下記のとおり結果を通知する。

記

１．技術の名称

２．技術選定の結果 ３．特記事項

※申請を認める場合、以下の事項を記載する。なお、その他必要な事項があれば追記できるものとする。

（１）技術選定を受けた技術（以下、「選定技術」という。）の事業団の受託事業における適用条件は、別紙に定めるとおりとする。

（２）技術選定が効力を有する期間（以下、「有効期間」という。）は、本通知の日から起算して５年とする。

（３）申請者は、有効期間の延長を希望する場合には、日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）と事前協議を行い合意の上、有効期間が満了する日の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までの間に 1 回に限り、有効期間の延長を申請することができる。

（４）申請者は、有効期間内に選定技術の内容に変更を生じた場合には、事業団と事前協議を行い合意の上、技術選定の変更を申請できる

（５）申請者は、事業団が求める場合には、事業団の受託事業以外を含む選定技術の導入状況等について、文書により報告しなければならない。

（６）申請者は、導入された実施設などにおいて、選定技術の不具合が明らかとなった場合には、文書により遅滞なく報告しなければならない。

（７）申請者は、技術選定結果を利用した営業活動または情報の流布を行おうとする場合

には、あらかじめ公表資料として事業団の承諾を得たものを除き、事前に文書による事業団の了解を得なければならない。

（８）選定技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない

別記様式６

年 月 日

（申請者） 殿

日本下水道事業団

理事長

技術選定申請無効通知書

年 月 日付けで申請のあった技術選定について、技術選定に要する期間内に技術選定が完了しなかったため無効とする

別記様式７

年 月 日

日本下水道事業団理事長 殿

申請者名

住所

（複数者で申請する場合、すべての者を記入）

技術選定有効期間延長申請書

日本下水道事業団の技術選定有効期間の延長を希望するので、「日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領」に記載の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

１．選定の名称

２．延長理由等説明書（別添） ３．担当者連絡先

別記様式８

延長理由等説明書

１．技術の名称 ２．申請者名

３．有効期間 年 月 日から 5 ヶ年 ４、延長を希望する理由

５．社会的ニーズに対する有用性 ６．現場への導入可能性

７．新規性

※５～７については、延長申請時を基準に記載すること。

別記様式９

年 月 日

（申請者） 殿

日本下水道事業団

理事長

技術選定有効期間延長通知書

年 月 日付けで通知した技術選定について、下記のとおり有効期間を延長したので通知する。

記

１．技術の名称

２．延長後の有効期間 年 月 日 ３．特記事項

別記様式１０

年 月 日

（申請者） 殿

日本下水道事業団

理事長

技術選定結果取消通知書

年 月 日付けで通知した技術選定結果について、下記のとおり取り消したので通知する。

記

１．技術の名称 ２．取消理由

別記様式１１

年 月 日

（技術選定を受けた者） 殿

日本下水道事業団

理事長

継続導入技術指定（延長）通知書

年 月 日付けで技術選定の有効期間が満了する下記の技術について、有効期間の満了 後も引き続き、日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）の受託事業における導入の必要性が認められることから、継続導入技術に指定（継続導入技術の指定が効力を有する期間を延長）したので通知する。

記

１．技術の名称

２．本指定が効力を有する期間

技術選定の有効期間が満了する日の翌日から 年 月 日まで

３．特記事項

（１）事業団は、上記１の技術について、受託事業の実施にあたり、事業団において基準化された技術と同様と見なして取り扱う。

（２）事業団は、上記２の期間を延長して、受託事業における導入の必要性があると認める場合には、1 年単位でその期間を延長するものとし、本通知を受けた者に通知する。なお、有効期間を延長しない場合には、通知は行わない。

（３）本通知を受けた者は、事業団が求める場合には、事業団の受託事業以外を含む選定技術の導入状況等について、文書により報告しなければならない。

（４）本通知を受けた者は、導入された実施設などにおいて、選定技術の不具合が明らかとなった場合には、文書により遅滞なく報告しなければならない。

（５）本通知を受けた者は、継続導入技術への指定を利用した営業活動または情報の流布を行おうとする場合には、あらかじめ公表資料として事業団の承諾を得たものを除き、事前に文書による事業団の了解を得なければならない。

（６）継続導入技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。